

## 知立市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの堆肥化を図り資源の有効活用及びごみの減量化を普及推進するため、予算の範囲内において交付する知立市生ごみ処理機器購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (補助対象者)

第2条 この要綱の規定により補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する個人であって補助金の交付対象となる生ごみ処理機器を購入したものとす。

## (補助金の交付対象等)

第3条 補助金の交付対象となる生ごみ処理機器の種類及び世帯ごとの上限数並びに買換え（本補助金の交付を受けていない場合を除く。）に伴う補助申請の場合に必要な経過年数並びに補助金額及び補助上限額は、別表に定めるとおりとする。

## (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（様式第1）のほか次に掲げる書類を添付し、生ごみ処理機器の購入の日又は納品を受けた日のいずれか遅い日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書（クレジット契約等による購入の場合はその申込書）
- (2) 保証書の写し（生ごみ処理機（ディスポーザーを除く。）の場合のみ）
- (3) 納品書（納品を受けた日が判るもの。購入の日から30日を経過し、かつ、納品を受けた日から30日以内に申請する場合のみ）

## (交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、規則第6条に規定する決定通知書

により申請者に通知するものとする。この場合においては、当該申請書類の提出をもって規則第10条の規定による実績報告があったものとみなす。

2 前項の交付決定を受けた者は、補助金請求書（様式第2）を市長に提出しなければならない。

（決定の取り消し又は返還）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の決定の全部若しくは一部取り消し、又は既に支払った補助金の全部若しくは一部の返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為があったとき。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表

生ごみ処理機器の種類	世帯ごとの上限数	買換え（本補助金の交付を受けていない場合を除く。）に伴う補助申請の場合に必要な経過年数	補助金額	補助上限額
生ごみ処理機（ディスポーザーを除く。）	1基	5年	購入価格の2分の1の額（当該額に100円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てた額）。ただし、補助上限額を超える場合は、補助上限額とする。	2万円
コンポスト容器	1基	3年		3,000円
ボカシを利用して肥料を作るための専用容器	2基	3年		1,500円